

定 款

 上村工業株式會社

上村工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、上村工業株式会社と称し、英文では、
C. Uyemura & Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 薬品、研磨材、毒物劇物、農工業用薬品、非鉄金属全般、合成樹脂製品及び材料、鍍金並びに鍍金用資材及び設備機械一式の各製造、加工売買輸出輸入並びに仲立業
2. 前号各種の事業を目的とする他人の事業への投資
3. 建設工事業の請負
4. 不動産の賃貸並びに売買
5. 産業廃棄物の収集、運搬及び処分
6. コンピュータのソフトウェア設計・プログラム開発及び技術提供並びに販売
7. 第1号の製造加工の技術ノウハウの指導及び工業所有権の実施許諾
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は71,716千株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 27 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第 36 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第 38 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 40 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払うものとする。

(中間配当および基準日)

第 41 条 当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、中間配当金という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から、満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

平成11年 6 月29日改正

平成14年 6 月27日改正

平成15年 6 月27日改正

平成16年 6 月29日改正

平成18年 6 月29日改正

平成21年 6 月26日改正

平成27年 6 月26日改正

令和 3 年 7 月 1 日改正